

人権尊重と部落解放をめざす地区別懇談会 モデル自治会の取り組み

◆モデル自治会で 地区別懇談会の活性化を！

昭和50年から、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題を解決するために、自治会単位で地区別懇談会を開催していただいています。

こうした中、毎年3自治会を「モデル自治会」として、地区別懇談会の活性化に取り組んでいます。今回は、モデル自治会として開催された地区別懇談会の内容を紹介します。

★人権落語

小唄（こばなし）で笑いを織り交ぜながら、参加者にさまざまな差別について話題提供をしていただき、人権意識や人権について学ぼうとする意識を高めることができます。（写真①参照）

◇実施自治会

- ・蔵町自治会（平成29年度）
- ・下戸山親交自治会（令和元年度）

★人権コンサート

歌と演奏、トークをとおして自



写真①



写真②



写真③

分自身の中にある偏見や先入観、差別心についてふり返り、差別を「自分ごと」として考えることができます。（写真②参照）

◇実施自治会

- ・美之郷自治会（平成29年度）
- ・灰塚自治会（令和元年度）

★外部講師による講演

専門的な知識を持っておられる講師を招き、より学びを深める話を聞くことができます。（写真③参照）

◇実施自治会

- ・手原団地自治会（平成30年度）
- ・中沢団地自治会（平成30年度）

◆地区別懇談会是人権尊重の
まちづくりのための大切な
学びとつながりの場です！

平成28年に、いわゆる人権3法（「ヘイトスピーチ解消法」、「障害者差別解消法」、「部落差別解消推進法」）が施行され、3年が過ぎました。市では、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消とあたたかい地域づくりのため、引き続き、地区別懇談会の取り組みを充実していきたいと考えています。

平成30年度は、124自治会すべてで地区別懇談会が実施されました。今後も、人権の学びを深め、つながりを広げるために、市民の皆さんの積極的な参加をお願いします。



☎人権教育課
☎551-0133
FAX554-0149

隣保館デイサービス ひだまりひろば

ひだまりの家では、高齢者の閉じこもり予防や健康維持を目的としたデイサービスを行っています。

「おしゃべりや体操で元気になりたい」「一人で出かけられないけど、どこか行きたいなあ」という人や「おばあちゃん、おじいちゃんが一番最近閉じこもりがちで心配」というご家族は、ぜひお問合せください。送迎も行っています。

■実施曜日：火曜日から土曜日（木曜日は第2・4のみ開催、祝・休日は休み）

■時間：10時から15時

■費用：600円から1400円（課税状況により変わります）

■対象：本市在住のおおむね65歳以上で介護保険の認定を受けていない人

■内容：健康チェック・朝の体操・入浴・昼食・レクリエーション活動・送迎など

※お試し一日体験も、随時受け付けています（食事代 600円のみ）。

☎ひだまりの家
552-1000 FAX 552-1154

管理不全空家等をなくそう

■管理不全空家等とは

空き家は人の手が入らなくなる
と、すぐに傷んでしまいます。こ
のような管理が十分でない空き家
を、管理不全空家等と呼んでいま
す。また、放置され、状態がさら
に悪化し、崩壊などにより通行人
や周辺住民、隣家といった周囲に
悪影響を及ぼす危険性が高いもの
を「特定空家等」と認定します。

■特定空家等とは

現在、本市にも、周囲へ悪影響
を及ぼす危険性が高い特定空家等
がいくつかあります。そうした物
件には「空家等対策の推進に関す
る特別措置法」に基づいた助言、
指導や勧告、命令を行います。

特定空家等について、必要な措
置を取るよう勧告された場合に
は、住宅用地
特例の対象か
ら外れ、法律
に基づき固定
資産税が高額
となるなど、
所有者・管理
者の負担も増
大します。



特定空家等の例（国交省HPより）

■定期的な管理が重要

特定空家等とまらないために
は、定期的に空き家の状態を把握
することが重要になります。例え
ば、瓦が少しずれただけであれば、
比較的簡単に修繕することができ
ますが、それを放置すると雨漏り
で屋根や屋内が傷み、修繕するに
は大きな負担がかかります。

また、空家等が崩壊し、隣家や
通行人に被害を与えてしまうと、
賠償を求められることもありま
す。そうした最悪の事態を避ける
ためにも、定期的に空き家の状態
を確認することが大切です。

■引っ越しシーズン到来

春は、転職・就職などで引っ越
しが多くなります。引っ越しに
よって空き家となってしまう場合
も想定されます。あなたが過ごし
た家が、周囲に悪影響を及ぼすこ
とがないよう、早い時期に家の管
理・在り方について、周りの人と
話し合っていたとき、市役所住宅
課にもご相談ください。

■岡住宅課 住宅係

☎ 551-0347 FAX 552-7000

令和2年4月1日から 改正健康増進法が全面施行されます

改正健康増進法の施行により、
「望まない受動喫煙」を防止する
ため、多くの人々が利用するすべ
ての施設で、原則、屋内禁煙にな
ります。

また、屋外で喫煙する場合でも、
周囲の人々に配慮する必要があ
ります。

本市では、「望まない受動喫煙」
を防止するため、左記の取組みを
実施します（すでに実施している
施設を含んでいます）。

■敷地内禁煙

● コミュニティセンター（大宝東
は複合施設のためセンター部分
禁煙）

- ひだまりの家
- 老人福祉センター
- 学習支援センター
- 自然体験学習センター
- 自然観察の森
- 市民体育館、栗東運動公園
- 野洲川体育館、野洲川運動公園
- 治田西スポーツセンター
- 十里体育館
- 平谷球場
- 大宝テニスコート
- 弓道場
- 栗東芸術文化会館さきら
- 栗東歴史民俗博物館

● 市立図書館

■屋内禁煙

- コミュニティセンター大宝東
（複合施設のため）
- 市立栗東西図書館
（複合施設のため）
- 道の駅アグリ郷栗東
- こんぜの里森遊館、バンガロー村
道の駅こんぜの里りつとう

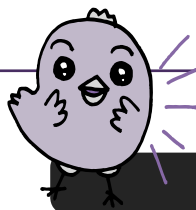
施設を利用する場合は、各施設
の掲示や案内をご覧ください。
望まない受動喫煙を防止する取
組みに対し、ご理解とご協力をお
願いします。

■駅前喫煙スペース

- 栗東駅前
エレベーターホール裏側（仕切
り板を設置）
- 栗東駅前
地下通路出入口の東側に移設、
間仕切りを設置
- 手原駅前
移設などについて検討中

■岡健康増進課

☎ 554-6100 FAX 554-6101



子育て情報

今すぐできる「グリーン購入+エシカル」な暮らし

買い物の際に、地球環境のことを考えて商品やサービスを選ぶ「グリーン購入」と人や社会、環境に配慮したものやサービスを選ぶ「エシカル消費」を始めてみませんか。

- ◎出かける時には、マイバッグ、マイボトルを持っていく
- ◎必要なものを、必要な分だけ買う
- ◎リユース、リサイクルできるものを選ぶ
- ◎長く使えるかどうかを最重視して選ぶ
- ◎容器や包装の少ない、ごみの出にくいものを選ぶ
- ◎被災地の産品を買う（応援消費）
- ◎福祉作業所の産品を買う
- ◎寄附付き商品を選ぶ
- ◎積極的に地元で買い物をし、できるだけ地元の産品を買う
- ◎グリーン購入、エシカル消費の目印になるマークがついているかチェックする

環境政策課 環境政策係

☎ 551-0336 FAX 554-1123

～「医療費のお知らせ」が確定申告の医療費控除の書類として使えます！～

後期高齢者医療制度および国民健康保険では、「医療費のお知らせ」を送付しています。各制度の加入者が利用した医療費などをお知らせするためのものですが、確定申告で医療費控除の手続きをされる際に医療費の明細書として使用ができます。

なお、医療費控除の対象となる支出で、医療費のお知らせに記載されていないものがある場合には、別途領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を申告書に添付する必要があります（この場合、医療費領収書は5年間保存する必要があります）。

また、自己負担相当額には、総医療費の1割～3割が記載されています。福祉医療費等による助成、療養費、出産育児一時金、高額療養費がある場合は、自己負担相当額から公費負担医療の額を差し引く必要がありますのでご注意ください。

問<確定申告（医療費控除）に関すること>

草津税務署 ☎ 562-1315

※音声ガイダンスに従ってください。

<医療費のお知らせに関すること>

保険年金課 国民健康保険係

☎ 551-1807 FAX 553-0250

保険年金課 高齢者医療係

☎ 551-0361 FAX 553-0250

乳幼児の家庭内での事故を予防しよう

乳幼児の事故は、小さな事故から、命に関わるような大きな事故まで内容はさまざまです。どのレベルの事故であっても、すべての家庭で起きる可能性が十分にあります。

乳幼児の事故は、家庭内や駐車場などで起きている場合が全体の約6割と言われ、特に0～6歳児では家庭内での事故が多いと報告されています（注）。

家庭内での事故を予防するには、まず、どんな事故が起こりやすいのかを知っておくことが重要です。起こりやすい事故の内容と原因例を紹介します。

起こりやすい事故	事故の主な原因例
転落・転倒	ベッドやソファ、階段から落ちる、室内の段差によって転倒、ベランダから落ちる（特に1歳以降）。
やけど	ストーブやアイロン、電気ポットのお湯、炊飯器の蒸気などに触れた。
誤飲・窒息	たばこ、医薬品、洗剤、化粧品、電池などを飲み込んだ。 やわらかい寝具や枕による窒息、お菓子などの食品をのどに詰まらせる（特に生後6か月以降）。
溺水	浴槽や洗濯機への転落によって溺れた。

特に事故の報告件数が多いのは、「転落・転倒」、「やけど」、「誤飲」だと言われています。このような事故の多くは、周りの大人が注意しておくことで防ぐことができます。

起きやすい事故は年齢によっても変わっていきます。お子さんの成長に合わせて、日々家庭内の事故予防対策をしておきましょう。

（注）…平成28年4月～平成29年3月の間に、消費者庁の医療ネットワーク事業に参画している全国の医療機関（30病院）に寄せられた事故報告



問健康増進課 母子保健係

☎ 554-6100 FAX 554-6101